

随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	くらし支援課
発注担当課名	くらし支援課
契約名称	生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業
契約内容	生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業一式
契約締結日	令和5年4月1日
及び契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク
契約金額	3,333,638円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、子どもの貧困の連鎖を防止するため、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者を対象として、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的なイメージを持つとともに、その実現に必要な力を身につけることができるよう支援するものであり、様々な課題を有する個々の参加者の状況をふまえながら、寄り添い、学習支援をはじめとした支援を実施するものである。</p> <p>そのため、学習支援に関する経験・知識だけではなく、子ども自身が希望する未来に向けた支援を行うための具体的な支援スキルや体制・ノウハウが必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、想像力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さないことから、令和3年に公募型プロポーザルを実施し、子ども・若者への支援の取組み、日常生活習慣や社会性の育成に関する多様なプログラムの提案を行い優先交渉権者となった同団体を委託事業者と選定したものである。本業務については、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから最長で令和5年度末(令和6年3月31日)まで委託業務の履行状況及び支援実績等をふまえて契約を更新する可能性があるものとしており、上記事業者は適正に業務を履行していたと認められることから、今回委託契約を更新するものである。</p>